



## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

氏 名 株式会社リフレックス

代表取締役 本田 雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

横須賀市長 上地 克明



許可の年月日 平成29年6月25日

許可の有効期限 令和4年6月24日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

（1）事業の区分

中間処理（中和、破碎、破碎・洗浄・乾燥・選別、破碎・選別、洗浄）

（2）処分内容別取扱う産業廃棄物の種類

別紙のとおり。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別紙のとおり。

3. 許可の条件

（1）廃棄物の保管を行う場所の所在地等

別紙のとおり。

（2）廃棄物の搬入等については、周辺的生活環境に支障が生じないように実施すること。

（3）中間処理後の管理型廃棄物については、容器保管とすること。

（4）廃棄物の処分に当たっては、事業計画書に記載のとおり実施すること。

（5）火災発生等の事故防止管理を徹底し、非常時における消火設備等緊急連絡網を密にすること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 6月25日 許可の更新

令和 元年 7月12日 事業の用に供する施設の変更

令和 3年11月11日 事業の範囲の変更の許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

## 処分内容別取り扱う産業廃棄物の種類

- 中和に係るもの 廃酸、廃アルカリ
- 破砕に係るもの (1) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
- 破砕に係るもの (2) 汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、以上4種類の混合物（廃乾電池、廃小型電子部品、廃小型照明器具に限る。）
- コンクリートによる破砕に係るもの 廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
- 破砕・洗浄・乾燥・選別に係るもの 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、以上3種類の混合物（廃蛍光灯並びにその他の廃ランプ類及び廃計測器具類）
- 破砕・選別に係るもの 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
- 洗浄に係るもの 燃え殻、廃プラスチック類（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、金属くず（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、がれき類（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、ばいじん

以上のうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

## 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：中和施設  
施設場所：横須賀市内川二丁目5番50号  
設置年月日：平成8年12月15日  
処理能力：2.24 m<sup>3</sup>/8 h
- (2) 施設の種類：破砕施設 (1)  
施設場所：横須賀市内川二丁目5番50号  
設置年月日：令和3年10月19日  
処理能力：92.33 t/12 h  
許可年月日：平成5年12月17日（変更許可年月日は令和3年9月30日）  
許可番号：第28号
- (3) 施設の種類：破砕施設 (2)  
施設場所：横須賀市内川二丁目5番50号  
設置年月日：令和元年7月30日  
処理能力：2.42 t/8 h

- (4) 施設の種類：ユンボによる破碎1基  
施設場所：横須賀市内川二丁目5番50号  
設置年月日：平成3年11月15日  
処理能力：120t/12h
- (5) 施設の種類：破碎・洗浄・乾燥・選別施設  
施設場所：横須賀市内川二丁目5番50号  
設置年月日：平成4年6月25日  
処理能力：19.2t/24h
- (6) 施設の種類：破碎・選別施設  
施設場所：横須賀市内川二丁目2番2号  
設置年月日：平成13年12月7日  
処理能力：800m<sup>3</sup>/8h
- (7) 施設の種類：洗浄施設（洗浄作業は施設内に限る。）  
施設場所：横須賀市内川二丁目5番50号  
設置年月日：平成16年4月30日  
処理能力：9t/8h

## 許可の条件

## 保管を行う場所に関する事項

廃棄物の保管を行う場所の所在地等は、次に限る。

- ① 所在地：横須賀市内川二丁目5番50号

面積：8.82m<sup>2</sup>

保管する廃：廃酸、廃アルカリ

棄物の種類

保管上限：12.06m<sup>3</sup>

積上げ高さ：－

- ② 所在地：横須賀市内川二丁目5番50号

面積：738m<sup>2</sup>

保管する廃：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス

棄物の種類 くず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

保管上限：828.9m<sup>3</sup>

積上げ高さ：－

- ③ 所在地：横須賀市内川二丁目5番50号

面積：3m<sup>2</sup>

保管する廃：汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物

棄物の種類 の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、以上4種類の混合物（廃乾電池、廃小型電子部品、廃小型照明器具に限る。）

保管上限：3.2m<sup>3</sup>

積上げ高さ：－



- ④ 所在地：横須賀市内川二丁目5番50号  
面積：180 $\text{m}^2$   
保管する廃棄物の種類：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、以上3種類の混合物（廃蛍光灯類並びにその他の廃ランプ類及び廃計測器具類）  
保管上限：255 $\text{m}^3$   
積上げ高さ：－
- ⑤ 所在地：横須賀市内川二丁目2番2号  
面積：880 $\text{m}^2$   
保管する廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類  
保管上限：776 $\text{m}^3$   
積上げ高さ：－
- ⑥ 所在地：横須賀市内川二丁目5番50号  
面積：49 $\text{m}^2$   
保管する廃棄物の種類：燃え殻、廃プラスチック類（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、金属くず（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、がれき類（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、ばいじん  
保管上限：147 $\text{m}^3$   
積上げ高さ：3m
- ⑦ 所在地：横須賀市内川二丁目5番50号  
面積：7.7 $\text{m}^2$   
保管する廃棄物の種類：燃え殻、ばいじん  
保管上限：9 $\text{m}^3$ （洗浄水受けタンク6 $\text{m}^3$ 、洗浄水運搬用タンク3 $\text{m}^3$ ）  
積上げ高さ：－

